

注意事項

1 申込みについて

- ・受付は、使用予定日の6ヶ月前から2週間前までとします。まず、動物園事務所に連絡し相談してください。その後、「動物園内施設使用申請書」を提出いただき、動物園で打ち合わせをお願いします（12月29日～1月2日以外の9時～17時）。電話や郵送、FAX、メール等のみによる申込みや予約、仮押えはできません。
- ・姫路市や姫路市教育委員会の後援等を受けておられる方は、承認書の写しを提出してください。

2 園内施設使用について

- ・園内で物品販売や配布はできません。展示を行う場合は、必ず許可を受けてください。特殊な設備や装飾等をされる場合や看板を設置することを希望される場合は、必ず事前に動物園事務所に相談してください。
- ・使用時間は、8時30分から17時までです。使用時間には、準備、搬入やリハーサル、後片付け等に要する時間を含みます。
- ・連続して3日まで使用できます。特定の曜日や日時を定期的を使用することはできません。
- ・使用料金はかかりません。出演者、スタッフは入園料を免除しますが、具体的な業務に従事しない保護者等の方は入園料が必要です（大人210円・小人30円）。施設使用にかかる一切の費用は出演者の負担となります。
- ・使用の権利を譲渡したり転貸することはできません。また、次の場合は使用の許可はできません。すでに許可している場合でも、条件を変更したり取り消すことがあります。
 - ・ 災害や事故でステージが使用できなくなったとき
 - ・ 許可を受けないで、使用目的や内容を変更したとき
 - ・ 市主催の行事等により、施設利用が重複するとき
 - ・ 飼育動物に悪影響を及ぼすとき
 - ・ 文化財保護法その他関連法令等に反する行為
 - ・ 法令等違反行為、公序良俗に反する行為
 - ・ 特定の宗教や政治的意見の過度な表明
 - ・ その他管理上の都合により特に必要と認めるとき

- ・出演者のほか、アナウンス、搬入出等必要な人員については使用者側で手配してください。
- ・ステージ使用に必要な機材（動物園音響設備の使用可）、事務用品等は使用者で用意してください。
- ・動物園の専用駐車場はありません。周辺の有料駐車場を使用してください。

3 使用日時等を変更、中止するとき

- ・使用日等の変更が生じた場合は、すみやかに動物園事務所に相談してください。
- ・使用を中止されるときは、所定の手続きが必要です。動物園事務所まで問合せてください。

4 使用当日について

- ・機材の搬入時など、使用者は使用許可書を動物園事務所に提示し、指示に従ってください。
- ・観客整理、盗難防止、緊急対応等について、使用者の自主管理、警備をお願いします。
- ・ステージ、音響設備等は、責任をもって使用してください。破損等した場合は、弁償していただきます。
- ・園内施設は他の利用者の妨げとならないよう譲り合って使用してください。
- ・火炎、爆発その他、他人に危害、迷惑を及ぼすおそれのある行為、物品の持込みは禁止します。
- ・非常口、消火設備のまわりに物を置かないでください。
- ・動物園内は禁煙です。
- ・ペット等を連れて入ることはできません。
- ・使用後は、設備等を必ず元の位置に戻すなど、原状回復し、動物園事務所に連絡してください。
- ・使用者が持込みした弁当ガラなどゴミはお持ち帰りください。